

町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(2回目)

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
1	募集要項	7	第1章	第8節		(1)				本事業 (BT0方式)	質問	「※公共施設等の引渡し以降から供用開始までの間に、市は公共施設に係る引越し及び供用開始準備を行う予定である。」とありますが、引越し及び公用開始準備に伴い、事業者にて費用負担が発生する業務はございますか。	公共施設の引越し及び供用開始準備において、事業者にて費用負担が発生する業務は想定していませんが、公共施設等の引渡し完了後、事業者が実施する維持管理・運営業務（本事業（BT0方式）範囲内）にかかる費用は事業者負担となります。
2	募集要項	8	第1章	第9節		(3)			iv)	環境衛生・清掃 業務	質問	日常清掃業務において、清掃時間帯、清掃頻度等の決まりはありますでしょうか。	要求水準書第4章及び要求水準書添付資料17に記載の内容を満たす形で提案してください。要求水準書第1章第5節3. も参照して提案してください。 清掃時間帯、清掃頻度は、事業者の提案を踏まえて、市との協議により決定します。
3	募集要項	8	第1章	第9節		(4)			ii)	子育て世 代の居場 所の提 供・運営 業務	質問	※1「子育てに関する簡易な相談の対応及び情報の提供を行う」とありますが、配置する人材の資格等必要でしょうか。	運営業務を行う者の資格要件は、募集要項第2章第3節2.(5)に示すとおりです。配置する人材の資格等の要件はありませんが、要求水準書第5章に記載の内容を満たす人材を配置してください。
4	募集要項	8	第1章	第9節		(4)			iii)	施設貸出 業務	質問	※2「施設貸出業務」とは、多目的ホール、会議室の貸出手続きを行う業務である。とありますが、現在の「まちだ公共施設予約システム」を活用するのか、事業者が新たに提案するのか、ご教授お願いします。	「募集要項等に関する個別対話における市の回答及び見解（1回目）」No. 30の回答をご参照ください。
5	募集要項	9	第2章	第9節		(4)				運営業務	質問	子育てに関する簡易な相談の対応及び情報の提供を行う業務、とありますが、簡易な相談の具体的内容をご教示願います。	「募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回目）」No. 29の回答をご参照ください。
6	募集要項	9	第2章	第9節		(4)				運営業務	意見	子育てに関する簡易な相談の対応及び情報の提供を行う業務、とありますが、この相談対応や情報の提供により利用者事件が発生した場合のリスク負担は市としていただきたいです。要求水準書134頁第5章第3節iv) では、専門人材を配置すること、とありますが、具体的職種や資格が明記されていないため、専門外の相談に対する回答で利用者事件が発生した場合のリスク負担を事業者とすることは負担が大きいです。	専門相談については、公共施設の各施設機能が行います。事業者が行う運営業務により何らかの事件が発生した場合については、事件の内容や発生経緯を踏まえ、市と事業者が協議し、帰責者を判断することを想定しています。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
7	募集要項	9	第2章	第11節		(1)	1)			居場所事業	質問	民間収益事業における居場所事業について、休業日の設定は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項	11	第2章	第12節		(2)			iii)	賃貸借期間	質問	土地の借地料について、民間施設等における事業終了後に民間施設等を解体・撤去する場合は解体・撤去工事期間中の借地料は発生しますでしょうか。	募集要項第2章第8節に記載のとおり、民間施設等における事業終了後の措置として、民間施設等を解体・撤去する場合、解体・撤去工事期間は賃貸借期間に含み、その期間の借地料は発生します。
9	募集要項	13	第2章	第14節		(4)				モニタリングの結果	質問	「モニタリングの結果、事業者の実施する業務の内容が＜中略＞改善勧告、サービス対価の支払延期や減額、債務不履行による損害賠償請求、契約解除等の必要な措置を講ずる。」とありますが、民間収益事業を行う者がSPCではないという前提において、貴市が必要な措置を講ずるべき一定の事象が、民間収益事業にのみ生じ、かつそれがSPCの責めに帰すべき事由ではない場合、本事業（BT0方式）にはその影響（サービス対価の支払延期や減額、契約解除等）が及ばないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の前提においては、お見込みのとおりです。
10	募集要項	17	第3章	第2節		(2)			v)	参加資格要件	質問	賃貸借契約にて実績を提出する場合、借入物件を設置することを施工と捉えてよろしいでしょうか。また、2014年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、施工を履行したとは、建方期間がこの期間内に完了している、という理解でよろしいでしょうか。	賃貸借契約における実績の場合は、受付締切日までに検査済証の交付が完了しているものについて、施工実績を有するものとして認めます。
11	募集要項	17	第3章	第2節		(2)			v)	参加資格要件	質問	賃貸借契約にて実績を提出する場合、2014年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、施工を履行した実績について、建方期間又は、建設期間がこの期間内に完了していると捉えた場合、検査済証の日付がこの期間内の日付であればよろしいでしょうか。	No. 10の回答をご参照ください。
12	募集要項	17	第3章	第2節		(2)			v)	建設業務の参加資格要件	質問	施工実績に関して、地域の条件（首都圏でないと不可）はございますでしょうか。	ありません。
13	募集要項	21	第3章	第6節						応募者の変更	質問	やむを得ない事情により協力企業と構成企業の立場を変更することは可能でしょうか。	「募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回目）」NO. 51の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
14	募集要項	26	第5章	第2節		(11)				ヒアリング等の実施	質問	「ヒアリング等の実施」について、プレゼンテーション審査と理解しておりますが、プレゼンテーションの資料作成に当たっては、事業提案書に記載の内容及び掲載している図、表等のみ使用可能との理解でよろしいでしょうか。また、模型やビデオ等の活用は事業者の判断でよろしいでしょうか。	「ヒアリング等の実施」は、お見込みのとおり、プレゼンテーション審査です。 プレゼンテーションの実施にあたっては、パワーポイントなどのデータをモニター又はプロジェクターで会場に投影するほか、パネル（A 1 サイズ）、手元資料（投影資料の印刷物：配布は任意）のみ使用することとし、提案書に記載のない模型等による説明は認めません。動画については華美にならないことや追加的な提案にならないことを条件に提案資料のパースを切り張りする程度は可としますが、CGを用いたアニメーションについては不可とします。
15	募集要項	28	第5章	第4節						市内事業者の受注機会の増大	質問	連携する市内事業者はリストに掲載された会社の採用のときのみ、評価頂けるのでしょうか。市内業者であれば「地域経済・地域社会への貢献・連携」について、評価頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	市内事業者の参画については、事業者選定基準 別紙2 加算審査の評価基準に示すとおり評価します。評価の対象は、参加希望市内事業者リストに記載の企業に限ります。
16	募集要項	34	第7章	第4節						土地の使用等	質問	事業者は、工事着手予定日をもって、公共施設等の引渡し日までの期間、公共施設等の建設・工事監理業務の遂行に必要な範囲で、市が所有する事業用地を無償で使用する事ができる、とありますが、工事着手日には、既存教育センターの解体・撤去業務を含みますか。	含みます。
17	募集要項	36	第8章	第2節		(1)				契約の条件	意見	「市と、SPC、代表企業又は民間収益事業を実施する者との間で＜中略＞SPCとの間で締結した事業契約を解除することができる。」とあります。民間収益事業を行う者がSPCではないという前提において、本事業（BT0方式）と民間収益事業はそれぞれ事業方式が異なる完全な別契約にもかかわらず、SPCの責めに帰すべき事由ではない場合であっても、事業用定期借地権設定契約が締結に至らないことが本事業（BT0方式）の契約解除事由となってしまうことは厳しいように思われるため、本文言の削除をお願いいたします。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
18	要求水準書	18	第1章	第5節	1.					敷地条件	質問	ハザードマップへの対策について、必要な設備や避難所を設置する階について、お考えがあればご教示ください。	設備の浸水対策については、「募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回目）」No. 86の回答に示すとおりです。また、避難所として利用する多目的ホールの配置については、「実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回目）」No. 63、「募集要項等に関する個別対話における市の回答及び見解（1回目）」No. 27の回答に示すとおりです。
19	要求水準書	27	第2章	第3節	1.					諸室構成	質問	表8に記載のある室数が諸室リストの記載と相違します。諸室リストを正と考えてよろしいでしょうか。 （下記参照） ・児童相談所<相談所エリア> 心理療教室 表8では1室、諸室リストでは2室 ・児童相談所<保護所エリア> 居室（幼児） 表8では6室、諸室リストでは3室	ご指摘のとおり、要求水準書と要求水準書 添付資料7 諸室リストに相違があるため、以下に示す通り修正します。 ・要求水準書 第2章第3節1. 表8 対象施設の諸室構成 ■児童相談所 （修正前）心理療教室 1室 居室（幼児）6室 （修正後）心理療教室 2室 居室（幼児）3室
20	要求水準書	27	第2章	第3節	1.					諸室構成	質問	表8に記載のある室名が諸室リストの記載と相違します。諸室リストを正と考えてよろしいでしょうか。 （下記参照） ・共用部分（合築建物全体） 管理室 表8では管理室、諸室リストでは管理人室	ご指摘のとおり、要求水準書と要求水準書 添付資料7 諸室リストに相違があるため、以下に示す通り修正します。 ・要求水準書 第2章第3節1. 表8 対象施設の諸室構成 第2章第3節4. 設備計画の考え方4)誘導支援設備 ii) ■共用部分（合築建物全体） （修正前）管理室 （修正後）管理人室
21	要求水準書	28	第2章	第3節	2.	(1)			vii)	全体計画	質問	貸出施設利用者は、運営終了時から22時までの間、公共施設の共用部を自由に利用できると想定してよろしいでしょうか。	各施設の運営時間終了時から22時までの時間帯は、貸出施設利用者が運営終了した施設へ入ることができないように、共用部分（合築建物全体）のエントランスから貸出施設に至るまでの経路以外について、 ・貸出施設の無いフロアはエレベーターの着床階指定、階段部分の施錠等 ・貸出施設のあるフロアで運営終了している施設部分は施錠等 によって区画を設け管理できる設えとしてください。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
22	要求水準書	28	第2章	第3節	2.	(1)			ix)	全体計画	質問	民間施設と公共施設を別棟で計画する場合、施設の利便性及び効率性を考慮すると公共施設内の共用部と合築建築物の共用部が混在しますが、そのような施設構成を提案することは問題ないでしょうか。	問題ありません。但しその場合においても、要求水準書 第2章第3節2. (1) ix) に示すとおり、公共施設の利用者に配慮した配置としてください。
23	要求水準書	29	第2章	第3節	2.	(1)			xi)	全体計画	質問	各種物資車両の搬出入等の動線、とありますが、各種物資とは具体的にどのような物資を想定されていますか。また、その搬入車両はどの程度の大きさや頻度を想定されていますか。	具体的な例として、子ども発達センターの運営日には、給食の食材の搬入（60～70食分程度）があります。搬入車両の大きさについては、「募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回目）」No. 76の回答を参照ください。
24	要求水準書	29	第2章	第3節	2.	(1)			xx)	全体計画	質問	車両が出入りできる計画とありますが、市のイベント等にて駐車車利用する想定があればご教示ください。	屋外広場は、行事・イベント等の利用時に車両の駐停車を行うことを想定しています。
25	要求水準書	37	第2章	第3節	4.	(1)	3)	ウ		フリーWi-Fi	質問	アクセスポイントの設置箇所とは、具体的にどこかご教示願います。	要求水準書 添付資料10 電気・機械設備要求性能リストに記載のある室の壁か天井とします。
26	要求水準書	41	第2章	第3節	4.	(3)	1)		iv)	給水設備	質問	避難所、マンホールトイレ等を災害時に利用するため、それらが災害時に円滑に機能するよう、給水設備が適切に利用できる計画とすること、とありますが、これは避難所、マンホールトイレには公共上水から直結給水を設ける必要がある、という理解でよろしいでしょうか。	直結給水を設けることを求めるものではありません。運用に支障が無いよう必要な設備をご提案ください。
27	要求水準書	43	第2章	第3節	4.	(4)			viii)	環境保全・環境 負荷低減	質問	リアルタイム発電量などの表示を本施設の利用者当の目の付きやすいところで行うこと、とありますが、これは、要求水準書p. 46 7. (1)1) viii)にあるデジタルサイネージと共有で表示をしてよろしいでしょうか。	問題ありません。
28	要求水準書	46	第2章	第3節	7.	(1)	1)		v)	共通事項	質問	「トイレ、給湯室は各階に設置」とありますが、来訪者が僅かと想定されるフロアの場合でも設置する必要がありますでしょうか。	各階に設置してください。
29	要求水準書	47	第2章	第3節	7.	(1)	2)		iii)	共通事項	質問	「トイレと廊下との間には扉を設置しない」とありますが、特別な記載がない限り、児童相談所等のトイレに関しても扉は設置不可と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書第2章第3節7. (10)2) ウv)に記載のとおり、扉は原則設けないこととします。
30	要求水準書	50	第2章	第3節	7.	(2)		イ	ii)	教育センター教室 (小学校)	質問	情報機器、周辺機器の導入など、設備器具の多様化に対応できるICT環境を整備すること、とありますが、ICT環境について具体的に教示願います。	文部科学省のガイドライン等を参照し、事業者にてご提案ください。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
31	要求水準書	52	第2章	第3節	7.	(2)	1)	ケ	ix)	教育支援センター	質問	「総合事務所と共同で利用が可能なように配慮する」とありますが、これは操作盤を共同で利用する想定があるという理解でよろしいでしょうか。	教育センターとして、個別で管理することも想定しているため、職員室で教育センターエリアの各種管理を行うことができるように計画してください。
32	要求水準書	52	第2章	第3節	7.	(2)	1)	サ	i)	教育支援センター	質問	体験学習スペース、屋外運動スペースは教育センター共用部からのアクセスを確保すればよいと考えてよろしいでしょうか。もしくは、各教室からのアクセスを確保することが必要となりますでしょうか。	体験学習スペース、屋外運動スペースは、教育支援センターエリアの共用部からアクセスできる計画としてください。
33	要求水準書	54	第2章	第3節	7.	(2)	2)	ア	ii)	科学センターエリア	質問	週末は科学センターとして市内の小中学生が利用するため、とありますが、この「週末」とは要求水準書p.21表7 第1・第3土曜日を指すのでしょうか。第2・第4土曜日及び、日曜日の運営はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書p.21表7に記載の第1・第3土曜日は、教育相談の来所相談実施日になります。科学センターについては、月1回程度、週末（土曜日又は日曜日、不定期）の利用を予定しています。
34	要求水準書	55	第2章	第3節	7.	(2)	3)	ア	i)	教育支援センター	質問	「複合施設の共用部」と表記がありますが、公共施設の共用部と考えて宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、公共施設内の共用部を指すため、以下に示すとおり、要求水準書を修正します。 ・要求水準書 第2章第3節7.(2)2)ア i)、第2章第3節7.(3)2)ア i)・vi)、第2章第3節7.(3)2)ケ i)、第2章第3節7.(3)3)ア i)・ii)、第2章第3節7.(3)3)ウ i)、第2章第3節7.(6)キ i)、第2章第3節7.(10)1) i)、第2章第3節7.(10)2)ア i)、第2章第3節7.(10)2)イ ii) (修正前) 公共施設共用部 (修正後) 公共施設内の共用部 ・要求水準書 第2章第3節7.(2)3)ア i) (修正前) 就学・教育相談エリアは複合施設の共用部と教育支援センターエリアの双方からのアプローチ、利用を想定している。 (修正後) 就学・教育相談エリアは公共施設内の共用部と教育支援センターエリアの双方からのアプローチ、利用を想定している。 ・要求水準書 第2章第3節7.(2)4)ア i) (修正前) その他エリアは複合施設の共用部と教育支援センターエリアの双方からのアプローチ、利用を想定している。 (修正後) その他エリアは公共施設内の共用部と教育支援センターエリアの双方からのアプローチ、利用を想定している。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
35	要求水準書	55	第2章	第3節	7.	(2)	3)	ア	i)	共通	質問	就学・教育相談エリアは複合施設の共用部と教育支援センターエリアの双方からのアプローチ、利用を想定している、とありますが、「複合施設の共用部」とは、要求水準書p.53 2) 科学センターエリア ア) 共通 i) にある「公共施設共用部」と捉えてよろしいでしょうか。	No. 33の回答をご参照ください。
36	要求水準書	57	第2章	第3節	7.	(3)	1)		vi)	子ども発達センター	質問	「子ども発達センターエリアが複数階に配置される場合は、専用の階段、エレベーターを設ける」とありますが、療育エリアと医療相談エリアが別フロアとなった場合も、専用動線を設ける必要があるでしょうか。各エリア内で複数階に配置された場合のみ必要であると解釈してよろしいでしょうか。	療育エリアと医療相談エリアが別フロアとなった場合も、専用階段、エレベーターを設けてください。
37	要求水準書	60	第2章	第3節	7.	(3)	2)	カ	ii)	子ども発達センター	質問	他事業の利用者が、園庭から感覚訓練室(水)に立ち入ることがないよう、園庭と感覚訓練室(水)との間はセキュリティが必須となる認識でよろしいでしょうか。	敷地内から園庭については、他事業の利用者の侵入を防ぐために、セキュリティラインを形成してください。 また、水訓練室⇒感覚訓練室(水)⇒園庭⇒他の療育室という形で他事業の利用者が療育エリアに侵入してしまうことを防ぐために、感覚訓練室(水)内部から園庭も含めた他の療育エリアに立ち入りができないよう、セキュリティラインを形成してください。 また、他事業の利用者の侵入を防ぐため、セキュリティに配慮して、水訓練室と療育室⑨は隣接する必要はありません。 要求水準書 資料8 機能相関図を修正します。
38	要求水準書	67	第2章	第3節	7.	(3)	2)	ハ	iii)	園庭	質問	スプリング遊具、ボルダリングボード、滑り台、ベンチテーブルなど、遊具の定期保守・点検業務については、業務外と捉えてよろしいでしょうか。	遊具の定期保守・点検業務についても業務に含みます。
39	要求水準書	72	第2章	第3節	7.	(4)				子ども家庭支援センター	質問	子ども家庭支援センターで求められている諸室は、待合スペースのみとなっていますが、このエリアでは相談業務等を行われず、待合のみに利用されるという認識でよろしいでしょうか。他用途がある場合、ご教示ください。	お見込みのとおりです。子ども家庭支援センターの相談対応は、市機能一体利用エリア内の相談室を利用して行います。そのため、要求水準書 資料8 機能相関図に示すとおり、相談室(小)及び相談室(中)と子ども家庭支援センターは、近接した配置としてください。
40	要求水準書	83	第2章	第3節	7.	(7)		イ		市機能一体利用エリア	質問	多目的ホール内に、イベント時等に使用する舞台装置を設置する必要はございますでしょうか。	設置の必要はございません。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
41	要求水準書	83	第2章	第3節	7.	(7)				市機能一 体利用エ リア	質問	公共施設内に設置された会議室等を、民間収益事業の提案施設として提案する民間テナントが利用することは可能でしょうか。	要求水準書第1章第5節表7に示すとおり、貸出施設は市民利用を想定しています。予約にあたっては、市の予約システムを用いるため、本システムにおいて一般の方と同じ条件でご予約いただくことは差し支えありません。
42	要求水準書	84	第2章	第3節	7.	(7)		イ	xv)	市機能一 体利用エ リア	質問	「教育センターの体育授業で利用する」とありますが、共用部からのみ動線を確保する計画でよろしいでしょうか。それとも、教育センターからの専用動線を設ける必要がございますでしょうか。	専用動線を設ける必要はございませんが、移動距離をなるべく短くする、他の利用者との動線の交錯をなるべく避ける等、利用する児童・生徒に配慮した計画としてください。
43	要求水準書	92	第2章	第3節	7.	(10)	3)	ア	v)	児童相談 所	質問	男女別及び幼児を分けるとありますが、児童相談所内に男子エリア・女子エリア・幼児エリアを設定し、その中に居室・浴室・脱衣スペース・トイレ（浴室）を配置する必要がありますか。	要求水準書 第2章第3節7. (10)3)ア ii), iii)に示すとおり、居室（一般・幼児）、浴室（男・女・幼児）、脱衣スペース（男・女・幼児）、トイレ（浴室）（男・女・幼児）は、保護所エリアの生活エリア内に計画してください。その上で、各室については、要求水準書第2章第3節7. (10)3)ア v)に示すとおり、男女別及び幼児を分けて計画してください。
44	要求水準書	93	第2章	第3節	7.	(10)	3)	イ	v)	児童相談 所	質問	居室2つに対してカーテン付きの収納を設けるとありますが、居室から利用することを想定していると理解してよろしいでしょうか。	カーテン付きの収納は居室からの利用を想定します。隣接する2つの居室対して1箇所収納を設け、双方の居室から利用可能なように計画してください。その際に、2つの収納を上下に重ね、うちの一つの収納を一方の居室から、もう一つの収納をもう一方の居室から利用可能とする提案も可とします。
45	要求水準書	94	第2章	第3節	7.	(10)	3)	イ	vii)	児童相談 所	質問	隣接した3室に移動間仕切りと設けるとありますが、3室を1室にするグループを8つ設けると考えてよろしいでしょうか。またその際に居室2つ毎に対してカーテン付きの収納を設けると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 添付資料7 諸室リストに示すとおり、居室（一般）は24室設け、要求水準書 第2章 第3節 7. (10)3)イ v)に示すとおり、居室（一般）は隣接した3室に移動間仕切りを設けるため、3室1室利用可能な8つのグループを計画してください。また、その際の収納の設置の考え方は、No. 43に記載のとおりとします。
46	要求水準書	94	第2章	第3節	7.	(10)	3)	エ		児童相談 所	質問	リビングへの動線は、食堂を介したアクセスを確保すればよいと考えてよろしいでしょうか。それとも、廊下から直接リビングへアクセスする動線が必要でしょうか。	居室からリビングへの動線は、保護所エリア内の共用部を介してアクセスできるように計画してください。
47	要求水準書	95	第2章	第3節	7.	(10)	3)	カ	i)	児童相談 所	質問	「男女一体での利用を想定している」とありますが、2室設置させる必要がある食堂を隣接させる必要があるという理解でよろしいでしょうか。また、その間には移動間仕切り等を設ければよろしいでしょうか。	要求水準書 添付資料7 諸室リストに示すとおり、食堂は2室設置し、その上で、要求水準書 第2章第3節 7. (10)3)カ i)に記載のとおり、2室を1室として一体利用可能なように計画してください。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見の別	質問・意見	回答
48	要求水準書	95	第2章	第3節	7.	(10)	3)	カ		児童相談所	質問	食品などの搬入方法及びそのルートに指定があればご教示ください。	保護所エリア専用エントランスから食品庫に至る動線を確保してください。
49	要求水準書	95	第2章	第3節	7.	(10)	3)	カ		児童相談所	質問	食堂をリビングと別フロアとする計画は提案可能でしょうか。	要求水準書 第2章第3節7. (10)3)アiv)に記載のとおり、食堂とリビングは原則同一フロアとします。やむを得ず別フロアとする場合においても、要求水準書 第2章 第3節 7. (10)3)エiii)に示すとおり、食堂との一体利用を想定した計画としてください。
50	要求水準書	100	第2章	第3節	7.	(10)	4)		i)	児童相談所	質問	共通エリアに職員用トイレの要求がありますが、相談所エリアのみの職員が利用すると考えてよろしいでしょうか。	児童相談所の職員は、公共施設内の共用部のトイレを利用します。よって、誤りですので、以下に示すとおり要求水準書を修正します。 (修正前) 共通エリアは、会議室(大)(中)、更衣室・休憩室(男)(女)、職員用トイレ(男)(女)、清掃員控室、共用部で構成されるものとする こと。 (修正後) 共通エリアは、会議室(大)(中)、更衣室・休憩室(男)(女)、清掃員控室、共用部で構成されるものとする
51	要求水準書	100	第2章	第3節	7.	(10)	4)	ア	i)	児童相談所	質問	会議室は、児童相談所の共用部からアクセスを確保した方がよろしいでしょうか。	要求水準書 添付資料8 機能相関図に示すとおり、会議室は相談所エリア内に設けてください。
52	要求水準書	105	第2章	第3節	7.	(13)	1)	イ	i)	駐車場	質問	周辺道路の交通状況に配慮した計画であれば、車両出入口の数は制限されないという認識でよろしいでしょうか。	車両出入口の数については、要求水準書第2章第3節2. (1)や関係法令を踏まえてご提案ください。
53	要求水準書	111	第3章	第2節	4.	(1)				既存町田市教育センターの解体撤去業務	質問	既存教育センターの解体・撤去業務はいつから着工可能でしょうか。	既存教育センターの解体・撤去業務は、要求水準書第1章第3節9. (1)に示すとおり、設計・建設期間中に行うものとし、業務開始予定日についてはご提案ください。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
54	要求水準書	115	第3章	第2節	5.	(1)		ウ		完成図書の提出	質問	完成調書とは具体的に何を指すか、ご教示願います。	竣工時引渡し書類として、 ・工事概要 ・工事関係者一覧 ・協力者名簿 ・工事関係者、関係官庁等の連絡先 ・建築主要材料メーカーリスト ・仕上表 ・備品リスト ・アフターサービス基準 ・保証書 等をまとめた資料を想定しています。
55	要求水準書	115	第3章	第2節	5.	(1)		ウ		完成図書の提出	質問	施設案内映像（DVD）の具体的水準をご教示願います。	施設のコンセプトや機能が伝わる施設内外の映像で、数分程度のものを想定しています。
56	要求水準書	119	第4章	第1節	7.	(1)				業務実施体制の届出	質問	該当箇所に図がありますが、図では「維持管理・運営業務責任者」とあります。これは維持管理・運営業務責任者は兼任で1名でよい、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	要求水準書	127	第4章	第6節	1.					防犯・警備業務	質問	全施設の運営時間が終了した後は、建物の全ての出入口を施錠し、建物内には立ち入れないようにした方がよいという認識でよろしいでしょうか。	公共施設の閉館時間帯は、原則、全ての出入口について施錠確認を行ってください。但し、要求水準書第1章第5節3.表7に示すとおり、児童相談所の一時保護所については、毎日24時間運営していることにご留意の上、ご提案ください。
58	要求水準書	133	第5章	第3節					i)	子育て世代の居場所の提供、運営業務	質問	「子育て世代の市民が気軽に立ち寄り、交流しながら安心して時間を過ごせるようなスペースを提供すること。また、そのための設えや規格など運営方法を検討・実施すること。」とありますが、諸室リスト公共施設内の共用部「交流・休憩スペース」が当該業務のスペースと捉えてよろしいでしょうか。交流・休憩スペースと別途で設ける必要がある場合については、室面積や配置については、事業者の提案でよろしいでしょうか。	「募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回目）」No.9の回答をご参照ください。
59	要求水準書	134	第5章	第3節					iv)	子育て世代の居場所の提供・運営業務	質問	子育て世代の居場所の提供・運営業務に際し、プライバシー性の高い情報を扱う相談業務等を行う場合は、市機能一体利用エリアにある相談室等を利用させていただいてもよろしいでしょうか。	相談業務を行う場合は、市機能一体エリアの相談室とは別に相談室を設けてください。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
60	要求水準書	135	第6章	第2節	1.					駐車場事業	質問	現在の市役所の駐車場は、民間事業者が1時間無料という条件を付して運営していると見受けられますが、本来得られるはずの1時間分の収入や、無料処理にかかるコストは、貴市が負担されているのでしょうか。それとも、民間事業者が負担しているのでしょうか。	町田市市庁舎立体駐車場は、市が所有しており、駐車場事業を運営する民間事業者に有料で貸付けています。その賃料は、無料処理にかかるコストも見込んだ金額として、民間事業者により提示されています。
61	資料7 諸室リスト	3								児童相談所	質問	食堂は2室整備する条件となっていますが、男子利用が1室・女子・幼児利用が1室という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	様式集及び 作成要綱	3								提案審査に関する 提出書類の構成	質問	「Ⅶ応募者独自の提案に関する事項(2)広報・PRへの貢献・連携」に関して、連携とは貴市との連携という理解でよろしいでしょうか。また、貴市以外の連携先について、想定はございますでしょうか。	お見込みのとおりです。市以外の連携先については、現時点の想定はございません。
63	様式集及び 作成要綱	5								提案審査に関する 提出書類の構成 4/4	質問	建設業務に含む什器・備品リスト(I-20)とありますが、要求水準書 資料9 什器・備品等リストとの違いをご教示願います。	要求水準書 資料9 什器・備品等リストは、参考として添付している資料となります。資料9 什器・備品等リストを基に、建設業務に含む什器・備品についてご提案ください。
64	様式集及び 作成要綱	5								提案審査に関する 提出書類の構成 4/4	意見	建設業務に含む什器・備品リスト(I-20)には、数量、単位、単価、金額を記載する欄がございますが、K-1 初期投資費見積書で、什器・備品(建設業務に含むもの)の合計金額を記載することに加え、数量や単価などの明細をI-20様式で提出する必要性をご教示願います。	什器・備品の数量や単価等の明細については、ご提案いただく什器・備品の金額の内訳を把握するために必要であり、様式に沿ってご提案ください。また、様式I-20及び様式I-21と、様式K-1が整合していないため、以下に示すとおり修正します。 様式集2 I-20 (修正前) 建設業務に含む什器・備品等リスト (修正後) <u>建築工事</u>に含む什器・備品等リスト 様式集2 I-21 (修正前) 建設業務に含まない什器・備品等リスト (修正後) <u>建築工事</u>に含まない什器・備品等リスト 様式集2 K-1 (1) 建築工事 什器・備品 (<u>建築工事に含むもの</u>) 追加 (8) 什器備品等 (修正前) 什器・備品 (<u>建設業務に含むもの</u>) 什器・備品 (<u>建設業務に含まないもの</u>) (修正後) 什器・備品 (<u>建築工事</u>に含まないもの)

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
65	様式集及び 作成要綱	5								提案審査 に関する 提出書類 の構成 4/4	質問	建設業務に含まない什器・備品リスト（I-21）とありますが、建設業務に含まない什器・備品とは、建設業務に含む什器・備品リスト（I-20）以外のものという認識ですが、建設業務に含まない什器・備品リストを作成する必要性をご教示願います。	建設業務に含まない什器・備品等リスト（I-21）のみの場合、要求水準書 添付資料9 什器・備品等リストとの整合が取れているか確認がとれないためです。
66	様式集及び 作成要綱	5								提案審査 に関する 提出書類 の構成 4/4	意見	建設業務に含まない什器・備品リスト（I-21）には、数量、単位、単価、金額を記載する欄がございますが、K-1 初期投資費見積書で、什器・備品（建設業務に含むもの）の合計金額を記載することに加え、数量や単価などの明細をI-20様式で提出する必要性をご教示願います。	No. 63の回答をご参照ください。
67	様式集及び 作成要綱	6				(1)				作成上の 留意点	質問	提案書様式について、「共通」となっている様式は、共通のフォーマットであり、作成要綱に記載の事項に沿っていれば、様式集(wordデータ)にある余白や文字サイズ、枠線の有無等は事業者が設定してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	様式集及び 作成要綱	6				(2)	1)			資格審査 に関する 提出書類	質問	「資格審査に関する提出書類は、A4判縦長左綴じ、各1部を提出すること。」とありますが、様式I-1～2-11及び企業に関する書類を各1部という意味で、副本は必要はないとの理解でよろしいでしょうか。提出は正本1部でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	様式集及び 作成要綱	6				(2)				提案審査 に関する 提出書類 の構成	質問	様式A-1、A-6について、印鑑が必要な書類の副本は、原本のコピーでよろしいでしょうか。 また、「①提案審査に関する提出書類」の副本については、黒塗り等企業名を伏せる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	様式A-1及び様式A-6の副本は、正本のコピーで構いません。 様式A-1、様式A-2及び様式A-6の副本は、黒塗り等、企業名を伏せる必要はありません。
70	様式集及び 作成要綱									資格審査 に関する 提出書類	質問	資格審査に関する提出書類について、添付書類の更新が参加表明提出日までに間に合わない可能性があるのですが、どのような対応をしたらよいでしょうか。	参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び資格審査書類を受付した日です。各様式には参加資格要件の確認基準日時点の最新情報を記載してください。添付書類も最新のものを提出してください。添付書類が未更新の場合（様式と記載が異なる場合）は、添付書類に理由・再提出予定等を記載して提出してください。添付書類が未更新である理由を市が認める場合は受け付けます。添付書類は、更新が完了した時点で更新版を提出してください。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
71	様式集及び 作成要綱									様式2-7 民間収益 事業を行 う者の参 加資格要 件に関す る書類	質問	2024年6月7日修正の募集要項15頁第3章第1節（2）では、民間収益事業を行う者については、本事業（BT0方式）の各業務を行わない場合であっても、SPCに出資する場合は構成企業として、出資しない場合は協力企業として、それぞれ位置づけることとあります。様式2-7では、民間収益事業を行う企業が複数のため、各企業ごとに枝番を付加し、企業名と代表企業、構成企業、協力企業の別を募集要項に従い記載する、と認識しておりますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	様式集及び 作成要綱									様式1-1参 加表明 書、様式 2-8応募 グループ 構成表及 び役割分 担表、様 式2-9委 任状（構 成企業、 協力企業 用）	質問	様式1-1参加表明書、様式2-8応募グループ構成表及び役割分担表、様式2-9委任状（構成企業、協力企業用）について民間収益事業を行う者のうち、事業用定期借地権設定契約を締結する相手方以外で、居場所事業、駐車場事業、提案施設の各業務を行う企業は、様式1-1、様式2-8、様式2-9には記載しない、という認識でよろしいでしょうか。 様式1-1、様式2-8、様式2-9に記載する代表企業、構成企業、協力企業は、本事業（BT0方式）の各業務を行う者と、民間収益事業を行う者で、事業用定期借地権設定契約を締結する相手方のみ、という認識でよろしいでしょうか。	資格審査に関する提出書類作成にあたり、民間収益事業を行う者は、居場所事業、駐車場事業、提案施設の各業務を行う企業を記載してください。 どの業務を担当するか（居場所事業、駐車場事業、提案施設の別）は、様式2-8の＜役割＞の欄に記載してください。また、民間収益事業に係る基本協定及び事業用定期借地権設定契約を締結する企業がわかるようにしてください。
73	基本協定書 (案)	1	第2条	第2項						当事者の 責務	質問	条文内の「募集要項等」に含まれる書類の範囲をご教示ください。	基本協定書（案）に記載の「募集要項等」は、事業契約書（案）別紙1（8）の「募集要項等」の定義と同等とします。 事業契約書（案）別紙1（8）を、以下のとおり修正します。 （修正前）「募集要項等」とは、2024 年 4 月に市が公表した本事業の事業者公募における書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書等、事業者選定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集及び公募後にこれら資料に関して受け付けた質問に対する市の回答をいう。 （修正後）「募集要項等」とは、2024 年 4 月に市が公表した本事業の事業者公募における書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書等、事業者選定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集及び公募後にこれら資料に関して受け付けた質問及び個別対話に対する市の回答をいう。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
74	基本協定書 (案)	1	第2条	第2項						当事者の 責務	質問	選考委員会の意見・指摘事項及び甲の要望事項は「尊重しなければならない」とあるが、実際の意見・要望の反映は、貴市と事業者との協議により決定するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	基本協定書 (案)	3	第6条	第5項						事業契約 等	意見	事業契約の締結に至らないことが判明した場合、その事由が「乙の責めに帰すべき事由」に該当するか、貴市と事業者の間で協議させていただく余地を残していただきたく思います。（天災や戦争、感染症等の不可抗力は「乙の責めに帰すべき事由」にあたらないように整理する等。）	基本協定書(案)第17条によるものとします。
76	基本協定書 (案)	3	第6条	第5項						事業契約 等	質問	「甲は、乙の責めに帰すべき事由により<中略>乙に対し違約金を請求することができるものとする。」とありますが、当該違約金の支払対象は、応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業のうち、帰責性のあるいずれかであり、SPCではないという理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)第6条第5項に記載のとおり、市は乙（応募グループ）に対し違約金を請求することができるものとします。
77	基本協定書 (案)	3	第6条	第8項						事業契約 等	意見	「事業用定期借地権設定契約書第11条及び第12条に規定される違約金が発生した場合には、乙は、民間収益事業に係る基本協定及び事業用定期借地権設定契約を締結する代表企業【又は「民間収益事業を行う者」】と連帯して、当該違約金を甲に支払う。」とありますが、民間収益事業の違約を乙が連帯する内容は削除ください。	原案のとおりとします。
78	基本協定書 (案)	3	第6条	第8項						事業契約 等	質問	「事業契約終了までの間に、本基本協定締結後に締結される予定の<中略>と連帯して、当該違約金を甲に支払う。」とありますが、SPCと民間収益事業を行う者が同一ではないという前提において、当該違約金の支払対象は、応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業のうち、帰責性のあるいずれかであり、SPCではないという理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)第6条第8項に記載のとおり、『乙（応募グループ）は、民間収益事業に係る基本協定及び事業用定期借地権設定契約を締結する代表企業【又は「民間収益事業を行う者」】と連帯して、当該違約金を市に支払う』こととします。
79	基本協定書 (案)	3	第6条	第9項						事業契約 等	意見	「代表企業は、民間収益事業に係る基本協定及び事業用定期借地権設定契約を締結する民間収益事業を行う者と連帯して、当該違約金を甲に支払う。」とありますが、代表企業が連帯する内容は削除ください。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
80	基本協定書 (案)	3	第6条	第9項						事業契約 等	質問	「(A) 事業契約終了後に、本基本協定締結後に締結される予定の<中略>と連帯して、当該違約金を甲に支払う。」とありますが、当該違約金の支払対象は、応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業のうち、帰責性のあるいずれかであり、SPCではないという理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)第6条第8項に記載のとおり、『代表企業は、民間収益事業に係る基本協定及び事業用定期借地権設定契約を締結する民間収益事業を行う者と連帯して、当該違約金を市に支払う』こととします。SPCは支払いの対象に、該当しません。
81	基本協定書 (案)	4	第9条	第2項						資金調達	意見	「当該金融機関等とSPCとが融資契約を締結した場合には、速やかに当該契約書の写しを甲に提出しなければならない。」とありますが、融資契約書すべての写しではなく、融資条件の箇所の写しにしていだけないでしょうか。	原案のとおりとします。
82	基本協定書 (案)	4	第9条							資金調達	質問	金融機関からSPCに対しての融資に関しての書面のみ必要であるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業にかかる融資として、代表企業や構成企業が融資を受ける場合には、当該融資に関しての書面を含むものとします。
83	基本協定書 (案)	4	第11条							本基本協 定の有効 期間	質問	第6条第5項から第9項まで、第10条、第12条から第14条並びに第16条の規定の効力は、本協定終了後、どの時点まで存続することを想定していますでしょうか。	具体的に終期を設けるものではございません。
84	基本協定書 (案)	5	第12条	第2項						談合等の 不正行為 に係る損 害の賠償	質問	「甲は、事業契約書(案)に示す事業期間にかかわらず<中略>に相当する金額を請求することができるものとする。」とありますが、当該賠償金の支払対象は、応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業のうち、帰責性のあるいずれかであり、SPCではないという理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)第12条第2項に記載のとおり、市は乙(応募グループ)に対し当該賠償金を請求することができるものとします。
85	基本協定書 (案)	6	第13条	第1項						民間収益 事業を行 う者の代 替事業者	意見	「乙は、民間収益事業を行う者の代替事業者を確保するよう努める。」とありますが、あくまで努力義務という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、民間収益事業に係る基本協定書(案)及び事業定期借地権設定契約書(案)を参照いただいたうえで、応募グループ全体で責任をもった事業実施を期待します。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
86	基本協定書 (案)	6	第13条	第1項						民間収益 事業を行 う者の代 替事業者	質問	「事業契約終了までの間に＜中略＞乙は、民間収益事業を行う者の代替事業者を確保するよう努める。」とありますが、これは応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業に対して課せられる努力義務であり、事業契約書（案）別紙2にて定められている「モニタリングの項目」及び「ペナルティ対象事象」とはならず、本事業（BT0方式）には影響（サービス対価の支払延期や減額、契約解除等）が及ばないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、No. 81の質問に対する回答も参照ください。
87	基本協定書 (案)	6	第13条	第2項						民間収益 事業を行 う者の代 替事業者	意見	「代表企業は、民間収益事業を行う者の代替事業者を確保するよう努める。」とありますが、あくまで努力義務という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、民間収益事業に係る基本協定書（案）及び事業定期借地権設定契約書（案）を参照いただいたうえで、応募グループ全体で責任をもった事業実施を期待します。
88	基本協定書 (案)	6	第13条	第2項						民間収益 事業を行 う者の代 替事業者	質問	「事業契約終了後に＜中略＞代表企業は、民間収益事業を行う者の代替事業者を確保するよう努める。」とありますが、これは応募グループの代表企業に対して課せられる努力義務であり、事業契約書（案）別紙2にて定められている「モニタリングの項目」及び「ペナルティ対象事象」とはならず、本事業（BT0方式）には影響（サービス対価の支払延期や減額、契約解除等）が及ばないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、No. 83の質問に対する回答も参照ください。
89	基本協定書 (案)	6	第13条	第2項						民間収益 事業を行 う者の代 替事業者	質問	当該条文は、事業期間終了後において民間施設の存続を提案した場合に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
90	基本協定書 (案)	6	第14条							秘密保持	意見	秘密保持に関する条項について、開示者が責任を持つ条件で、コンサルタントや士業、協力会社、グループ会社等を情報開示先に入れていただけないでしょうか。	ご質問の会社等に開示する場合は、事前に市の承諾を得るものとします。
91	基本協定書 (案) 別紙 5	10	第3条	第2項						乙が反社 会的勢力 であった 場合の甲 の解除権	質問	「乙が前項各号のいずれかに該当するときは＜中略＞契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる。」とありますが、当該違約金の支払対象は、応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業のうち、帰責性のあるいずれかであり、SPCではないという理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)別紙5に記載のとおり、市は乙（応募グループ）に対し当該違約金を請求することができるものとします。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
92	基本協定書 (案) 別紙 5	10	第5条	第4項						不当要求 行為等を受 けた場合の 措置	質問	「第3条第2項から第4項までの規定は、前各項の場合に準用する。」とありますが、当該違約金の支払対象は、応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業のうち、帰責性のあるいずれかであり、SPCではないという理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)別紙5に記載のとおり、市は乙（応募グループ）に対し当該違約金を請求することができるものとします。
93	民間収益事業に係る基本協定書 (案)	1	第2条	第5項						当事者の 責務	意見	民間収益事業に対する責任は、代表企業・民間収益事業者それぞれ担当業務の範囲において負うものとし、連帯責任について触れられている本文は削除していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
94	民間収益事業に係る基本協定書 (案)	1	第2条							契約当事 者	意見	本事業で組成するSPCの出資者には、民間収益事業に直接関係ない者も含まれているため、事業者側の契約当事者は、代表企業若しくは民間収益事業を行う者とさせていただきますか。	募集要項第8章第1節（2）に記載のとおり、民間収益事業に係る基本協定を締結する対象者は「SPC、代表企業又は民間収益事業を行う者」とします。
95	民間収益事業に係る基本協定書 (案)	2	第3条							本基本協 定の有効 期間	質問	第8条、第12条から第14条、第17条及び第19条の規定の効力は、本協定終了後、どの時点まで存続することを想定していますでしょうか。	具体的に終期を設けるものではございません。
96	民間収益事業に係る基本協定書 (案)	3	第6条	第3項						事業の実 施	質問	実施計画書の提出時期（提出期限）をご教示ください。	事業契約締結後から2か月以内、かつ民間施設等の設計着手前に提出してください。 要求水準書第6章第1節を、以下のとおり修正します。 (修正前) (記載なし) (修正後) 2 実施計画書 <u>事業者は、民間収益事業に係る実施計画書を作成し、市に提出の上、承諾を受けること。なお、民間収益事業に係る実施計画書は、事業契約締結後から2か月以内、かつ民間施設等の設計着手前までに市へ提出すること。</u>
97	民間収益事業に係る基本協定書 (案)	3	第7条	第3項						事業内容 の変更	質問	深夜時間帯の営業は、具体的に何時から何時までを想定していますでしょうか。	22時から翌5時までを想定します。
98	民間収益事業に係る基本協定書 (案)	6	第12条	第2項						損害賠償	意見	構成企業及び協力企業のうち、民間収益事業に全く関係のない者が前項に違反した場合、民間施設部分に係る違約金は免除とさせていただきますでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
99	民間収益事業に係る基本協定書(案)	6	第12条	第2項						談合等の不正行為に係る本協定の解除及び損害の賠償	質問	「応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業並びに民間収益事業者のいずれかがく中略>違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。」とありますが、SPCと民間収益事業者が同一ではないという前提において、当該違約金の支払対象は、応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業並びに民間収益事業者のうち、帰責性のあるいずれかであり、SPCではないという理解で宜しいでしょうか。	当該違約金の支払対象は、民間収益事業に係る基本協定書(案)に記載のとおり、民間収益事業に係る基本協定書を締結する対象者としします。
100	民間収益事業に係る基本協定書(案)	6	第13条							事業用定期借地権設定契約が締結できない場合の処理等	質問	貴市に賠償金をお支払いいただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	第4項の場合において、事業用定期借地権設定契約の締結に至らない時点では、民間収益事業に関する金融費用は発生していないものと想定しています。
101	民間収益事業に係る基本協定書(案)	7	第14条							本協定の解除	質問	「甲、乙のいずれか一方が本協定に違反く中略>直ちに合理的な範囲において賠償を請求することができるものとする。」とありますが、SPCと民間収益事業者が同一ではないという前提において、当該違約金の支払対象は、応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業並びに民間収益事業者のうち、帰責性のあるいずれかであり、SPCではないという理解で宜しいでしょうか。	市が賠償請求する相手方は、民間収益事業に係る基本協定書(案)に記載のとおり、民間収益事業に係る基本協定書を締結する対象者としします。
102	民間収益事業に係る基本協定書(案)	7	第14条							本協定の解除	質問	貴市に賠償金をお支払いいただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
103	民間収益事業に係る基本協定書(案)	7	第17条							秘密保持	意見	秘密保持に関する条項について、開示者が責任を持つ条件で、コンサルタントや士業、協力会社、グループ会社等を情報開示先に入れていただけないでしょうか。	ご質問の会社等を開示する場合は、事前に市の承諾を得るものとします。
104	事業契約書(案)	7	第19条							設計の変更	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
105	事業契約書(案)	7	第20条							設計図書等についての責任	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
106	事業契約書(案)	7	第21条							設計の完了	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
107	事業契約書 (案)	10	第27条	第6項						施工計画 書	質問	「地中埋設物等が、通常想定される規模のものである場合」、瑕疵を是正するための費用負担は、市と事業者の協議により決定するのでしょうか。	通常想定される規模のものである場合は、瑕疵を是正するための費用負担は、事業者です。
108	事業契約書 (案)	11	第33条							工期の変 更による 費用負担	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
109	事業契約書 (案)	12	第34条							工事の一 時中止	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
110	事業契約書 (案)	14	第40条							公共施設 等の引渡 し	質問	公共施設等の引渡ししが完了した場合、貴市より引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、その場合、当該書面の発行にはどの程度の期間を要するかご教示いただけますでしょうか。金融機関による融資に際して必要となる書類であることから、引渡しの当日に発行いただけますようご配慮をお願いいたします。	事業者からの市に提出する引渡し書等への受領印の押印をもって証明する書面とします。 書面発行（押印）にかかる期間は、市との協議とします。
111	事業契約書 (案)	14	第42条							引渡しの 期日の変 更	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
112	事業契約書 (案)	17	第51条	第1項						維持管理 及び運営 業務開始 の遅延	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
113	事業契約書 (案)	18	第51条	第2項						維持管理 及び運営 業務開始 の遅延	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
114	事業契約書 (案)	18	第53条							公共施設 等の修繕	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
115	事業契約書 (案)	19	第55条	第4項						維持管理 及び運営 業務に対 する市に よるモニ タリング	質問	「市は、本条第1項のモニタリングの結果＜中略＞ペナルティを課することができるものとする。」とありますが、SPCと民間収益事業者が同一ではないという前提において、貴市がペナルティを課すべき一定の事象が、民間収益事業にのみ生じ、かつそれがSPCの責めに帰すべき事由ではない場合、本事業（BT0方式）にはその影響（サービス対価の支払延期や減額、契約解除等）が及ばないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
116	事業契約書 (案)	20	第57条							維持管理 及び運営 業務の変 更	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
117	事業契約書 (案)	20	第58条							維持管理 及び運営 業務の一 時中止	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
118	事業契約書 (案)	22	第63条							サービスの 対価の 減額	質問	「市は、事業者が提供するサービスが＜中略＞サービスの対価を減額することができるものとする。」とありますが、SPCと民間収益事業者が同一ではないという前提において、貴市がペナルティを課すべき一定の事象が、民間収益事業にのみ生じ、かつそれがSPCの責めに帰すべき事由ではない場合、本事業（BT0方式）にはその影響（サービス対価の支払延期や減額、契約解除等）が及ばないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の前提で、且つ、それがSPC又は代表企業の責めに帰すべき事由ではない場合、お見込みのとおりです。
119	事業契約書 (案)	25	第69条	第3項		(7)				市による 本契約の 終了	意見	「事業者又は応募グループの代表企業、構成企業若しくは協力企業の責に帰すべき事由により＜中略＞事業用定期借地権設定契約を締結することができないとき。」とあります。民間収益事業を行う者がSPCではないという前提において、本事業（BT0方式）と民間収益事業はそれぞれ事業方式が異なる完全な別契約にもかかわらず、SPCの責めに帰すべき事由ではない場合であっても、事業用定期借地権設定契約が締結に至らないことが本事業（BT0方式）の契約解除又は契約上の地位の第三者移転事由となってしまうことは厳しいように思われるため、本文言の削除をお願いいたします。	原案のとおりとします。
120	事業契約書 (案)	25	第69条	第3項		(8)				市による 本契約の 終了	質問	「応募グループの代表企業、構成企業若しくは協力企業のいずれかの者が、基本協定書第12条第1項各号のいずれかに該当したとき。この場合、違約金については次項によらず、基本協定書第12条によるものとする。」とありますが、当該違約金の支払対象は、応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業のうち、帰責性のあるいずれかであり、SPCではないという理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)第12条第2項に記載のとおり、市は乙（応募グループ）に対し当該賠償金を請求することができるものとします。
121	事業契約書 (案)	26	第69条	第4項						市による 本契約の 終了	質問	貴市が支払対象とされる出来形部分の買取代金には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	事前調査費、設計費の内容は、提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。SPCの会社経費や金融費用等は含まないものとします。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
122	事業契約書 (案)	26	第69条	第4項						市による 本契約の 終了	質問	貴市が支払対象とされる未払いの設計及び建設・工事 監理業務のサービスの対価又は維持管理及び運営業務 のサービスの対価には、合理的な範囲で金融費用も含 まれるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲で あるかを判断します。
123	事業契約書 (案)	27	第70条	第2項						事業者に よる本契 約の終了	質問	貴市が支払対象とされる出来形部分の買取代金には、 当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調 査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれ るとの理解で宜しいでしょうか。	事前調査費、設計費の内容は、提示いただき、合理的 な範囲であるかを判断します。SPCの会社経費や金融費 用等は含まないものとします。
124	事業契約書 (案)	27	第70条	第2項						事業者に よる本契 約の終了	質問	貴市が支払対象とされる契約解除によって事業者に生 じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契 約解除以降3年分の逸失利益等には、合理的な範囲で金 融費用が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲で あるかを判断します。
125	事業契約書 (案)	27	第70条	第2項						事業者に よる本契 約の終了	質問	貴市が支払対象とされる未払いの設計及び建設・工事 監理業務のサービスの対価には、合理的な範囲で金融 費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲で あるかを判断します。
126	事業契約書 (案)	28	第72条	第2項						市の公益 上の事由 による契 約終了	質問	貴市が支払対象とされる出来形部分の買取代金には、 当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調 査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれ るとの理解で宜しいでしょうか。	事前調査費、設計費の内容は、提示いただき、合理的 な範囲であるかを判断します。SPCの会社経費や金融費 用等は含まないものとします。
127	事業契約書 (案)	28	第71条	第2項						市の公益 上の事由 による契 約終了	質問	貴市が支払対象とされる契約解除によって事業者に生 じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契 約解除以降3年分の逸失利益等には、合理的な範囲で金 融費用が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲で あるかを判断します。
128	事業契約書 (案)	28	第71条	第2項						市の公益 上の事由 による契 約終了	質問	貴市が支払対象とされる未払いの設計及び建設・工事 監理業務のサービスの対価には、合理的な範囲で金融 費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲で あるかを判断します。
129	事業契約書 (案)	28	第72条	第2項						法令変更 又は不可 抗力等に よる場合 の契約の 終了	質問	貴市が支払対象とされる出来形部分の買取代金には、 当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調 査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれ るとの理解で宜しいでしょうか。	事前調査費、設計費の内容は、提示いただき、合理的 な範囲であるかを判断します。SPCの会社経費や金融費 用等は含まないものとします。
130	事業契約書 (案)	28	第72条	第2項						法令変更 又は不可 抗力等に よる場合 の契約の 終了	質問	貴市が支払対象とされる契約解除によって事業者に生 じる手数料、違約金等には、合理的な範囲で金融費用 が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲で あるかを判断します。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
131	事業契約書 (案)	28	第72条	第2項						法令変更 又は不可 抗力等によ る場合の 契約の 終了	質問	貴市が支払対象とされる未払いの設計及び建設・工事 監理業務のサービスの対価には、合理的な範囲で金融 費用が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲で あるかを判断します。
132	事業契約書 (案)	30	第73条							事業者の 責務	質問	「事業者は、本事業の目的及びコンセプトの実現に向 けて、本事業（BT0方式）と民間収益事業の連携を図 り、本事業全体を円滑に推進するものとする。」とあ りますが、これはSPCに対して課せられる努力義務であり、事業契約書（案）別紙2にて定められている「モニ タリングの項目」及び「ペナルティ対象事象」とはな らず、本事業（BT0方式）には影響（サービス対価の支 払延期や減額、契約解除等）が及ばないという理解で 宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、事業契約書 （案）別紙2にて定めているペナルティ対象事象が生じ た場合（要求水準書や事業者提案の内容を満たしてい ない場合を含む）は、影響が及ぶ可能性があります。
133	事業契約書 (案)	30	第73条	第2項						事業者の 責務	質問	「事業者は、公共施設等の設計及び建設・工事監理業 務において＜中略＞効果的・効率的な土地活用に努め ること。」とありますが、これはSPCに対して課せられ る努力義務であり、事業契約書（案）別紙2にて定めら れている「モニタリングの項目」及び「ペナルティ対 象事象」とはならず、本事業（BT0方式）には影響 （サービス対価の支払延期や減額、契約解除等）が及 ばないという理解で宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、要求水準書や事 業者提案の内容を満たしていない場合は、事業者に対 し是正等の適切な措置を求めることがあります。
134	事業契約書 (案)	30	第73条	第3項						事業者の 責務	質問	「事業者は、公共施設等の維持管理及び運営業務にお いて＜中略＞効果的・効率的な運用が図れるよう努め ること。」とありますが、これはSPCに対して課せられ る努力義務であり、事業契約書（案）別紙2にて定めら れている「モニタリングの項目」及び「ペナルティ対 象事象」とはならず、本事業（BT0方式）には影響 （サービス対価の支払延期や減額、契約解除等）が及 ばないという理解で宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、事業契約書 （案）別紙2にて定めているペナルティ対象事象が生じ た場合（要求水準書や事業者提案の内容を満たしてい ない場合を含む）は、影響が及ぶ可能性があります。
135	事業契約書 (案)	31	第75条							法令変更 に係る協 議及び追 加費用の 負担	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金 融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいで しょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲で あるかを判断します。
136	事業契約書 (案)	32	第76条							公租公課 の負担	質問	公共施設等の施設整備については、BT0方式のため、貴 所へ所有権移転後の公租公課負担については、貴所の 負担という認識でよろしいでしょうか。	公共施設等のうち市が所有する部分については、登録 免許税（不動産登記）、不動産取得税、固定資産税及 び都市計画税は非課税となります。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
137	事業契約書 (案)	33	第78条							不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	当該金融費用の内容を提示いただき、合理的な範囲であるかを判断します。
138	事業契約書 (案)	36	第83条							秘密保持	意見	秘密保持に関する条項について、開示者が責任を持つ条件で、コンサルタントや士業、協力会社、グループ会社等を情報開示先に入れていただけないでしょうか。	ご質問の会社等に開示する場合は、事前に市の承諾を得るものとします。
139	事業契約書 (案)	53	第83条							別紙5 サービスの対価の 改定方法	意見	設計及び建設・工事監理業務のサービス対価改定に関して、 ①昨今「建築物価調査会」の指標と実勢価格の乖離が見られますので、指標については白紙として協議させていただけないでしょうか。 ②1.5%以上の差がなくても本条項を適用させていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
140	事業契約書 (案)	53	第83条							別紙5 サービスの対価の 改定方法	意見	維持管理及び運営業務のサービス対価改定に関して、現在は「企業向けサービス価格指数：日本銀行調査統計局」を用いるとありますが、実勢により近い指数があった場合、そちらを適用する余地を残していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
141	事業契約書 (案) 別紙 4	43			1.					サービスの 対価の 構成	意見	設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る割賦手数料の基準金利を「東京スワップレート(TONAベース10年物)」とされておりますが、一般的にはサービスの対価の割賦期間に応じた基準金利が採用されるとの認識です。本事業の割賦期間が15年であることを踏まえて「東京スワップレート(TONAベース15年物)」への変更をお願いいたします。	原案のとおりとします。ただし、事業契約書（案）別紙5 1について、以下のとおり修正します。 （修正前）1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方 （記載なし） （修正後）1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方 ・設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に係る割賦手数料は、金利変動に基づき、10年後に改定を行う。 ・金利変動に基づく割賦手数料の改定は、基準金利を10年後に見直すこととし、基準金利の改定は、公共施設等の引渡予定日の10年後の2営業日前の東京時間午前10時30分現在の東京スワップレート（TONA参照）・リフィニティブのコード”JPTSRTOA=RFTB”に揭示されている TONAベース5年物（円/円）金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
142	事業用定期 借地権設定 契約書(案)	3	第6条	第2項						地中埋設 物、土壌 汚染等	質問	「通常想定される規模の埋設物」とは、具体的にどの 程度の規模・数量の埋設物を指しているのでしょうか。 「通常想定されない地中障害物」との違いをご教 示ください。	「通常想定される規模の埋設物」は、提示している資 料から読み取ることができる物を指します。それ以外 の物を「通常想定されない地中障害物」とします。
143	事業用定期 借地権設定 契約書(案)	4	第8条							建物及び 借地権の 譲渡・転 貸	質問	第8条「事業者は、真にやむを得ない理由により、本件 建物の全部 若しくは一部を第三者に譲渡する場合、ま た、これに伴い本件 借地権（賃借権）を第三者に譲 渡・転貸するときは、事前に書面により市の承諾を得 るものとする。」とありますが、事業者が資金調達 のためにリース会社へ民間施設を譲渡し、土地を転貸す ることは可能でしょうか。	不可とします。
144	事業用定期 借地権設定 契約書(案)	8	第18条							近隣対策	意見	本事業における近隣対策は、公共施設・民間施設それ ぞれではなく、官民連携で取り組むべき業務と史料し ます。つきましては、当該書類からは本文を削除し、 事業契約書等の書類で規定することにさせていただ けないでしょうか。	原案のとおりとします。
145	事業用定期 借地権設定 契約書(案)									事業用定 期借地権 設定契約 書	意見	事業用定期借地権設定契約書は公正証書で締結する必 要があるため、本契約書名は、「～に関する覚書」等 に変更すべきかと思いますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
146	その他									リスク分 担表	質問	実施方針には添付資料2 リスク分担表がありました が、このリスク分担表は、募集要項及び要求水準書に も継続して有効なのでしょうか。	リスク分担の考え方は、2023年12月1日に公表したリス ク分担表と同様ですが、募集要項等と実施方針等、及 び実施方針等に関する質問・意見・個別対話の回答に 相違のある場合は、募集要項等の内容を優先するもの とします。また、募集要項等に記載がない事項につい ては、実施方針等に関する質問・意見・個別対話の回 答、及び募集要項等に関する質問・意見・個別対話の 回答によるものとします。